

# シルバークロス通信 4月号

令和6年4月1日から介護報酬改正となり、一部の福祉用具において貸与と販売の選択制が導入されました。京都市介護認定給付事務センターに問い合わせた内容等を元にQ&Aを作成いたしましたのご参考ください。

## 選択制 Q&A

### Q1 選択制の対象は？

A 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖の4品目です。

### Q2 キャスター付きのピックアップ歩行器は対象？

A 車輪が一つでもあると対象外となります。



### Q3 固定用スロープの対象は一か所だけ？

A 段差解消が必要な箇所に複数対象となります。

### Q4 室内用の多点杖と屋外用の多点杖の両方を販売することはできる？

A 屋内と室内などのように、用途が違う場合は可能です。

### Q5 多点杖の先ゴムは自己負担？

A 先ゴムなど消耗品も、対象となります。  
ただし、1年以上販売間隔を開けるなど条件がありますので、その都度お問い合わせください。

### Q6 利用者さまのご負担は？

A 販売を選択された場合は、特定福祉用具販売のサービスとなります。入浴用具などと同様に利用者さまの負担割合に応じてのご負担となります。

### Q7 支給限度額は？

A 他の入浴用具などの特定福祉用具販売と合わせて、年度内10万円です。

### Q8 現在、選択制対象の品目をレンタルされてる利用者さまにはどうしたらよい？

A 直ちに、モニタリングなどによりご意向をお聞きする必要はないです。販売の方が適していると思われる利用者さまから順に、ご説明し、ご意向をお聞きし、専門職等の意見も踏まえた上で、販売への切り替えとなります。

### Q9 申請はどうしたらよい？

A 販売を選択された場合は、特定福祉用具販売のサービスとなります。入浴用具などと同様に「申請書」「提出依頼書」「委任状（受領委任の場合）」「理由書」「カタログ」「領収書」を京都市介護認定給付事務センターに提出します。様式は新様式に更新されます。

### Q10 貸与を選択された場合、その後のモニタリングは？

A 福祉用具専門相談員は、6か月以内に一度モニタリングを実施し、貸与の必要性の検討します。販売をご希望されれば、専門職等の意見、身体状況も踏まえた上で、販売への切り替えとなります。

### Q11 販売を選択された場合、その後の対応は？

A 福祉用具専門相談員は、計画目標の達成状況を確認をします。また、利用者等からの要請に応じて、使用状況の確認、必要に応じて、指導、修理を行います。商品不具合時の連絡先情報を提供します。

### < 弊社の対応について >

### Q12 販売の前に試すことはできる？

A デモ品のご用意もありますので、ご相談ください。

## 選択制導入フロー

